

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市洛北第三地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付をすべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内京都市洛北第三土地区画整理組合事務局及び当該事業施行地区内庄田公園（京都市左京区岩倉幡枝町526番地1先）にある掲示板に平成25年9月13日より掲示されている。

平成25年9月13日

京都市長 門川 大作

掲載の権利者住所及び氏名	
京都府愛宕郡岩倉村字岩倉 243 番地戸	藤木 恒之助
京都市左京区岩倉幡枝町 706 番地	村松 京子
京都市左京区岩倉幡枝町 653 番地 1	細井 忠明
（ 抵当権者 ） 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町 28 番地	森田 芳弘

（建設局都市整備部市街地整備課）